

## 第3編 緊急対処事態への備えと対処

### 第1章 総論

#### 第1 基本的考え方

県は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

県は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

## 第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

#### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
政治経済活動の中核※に対する攻撃 ※県庁、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力施設、通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

## 2 攻撃手段による分類

### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
<p>&lt;放射性物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>○水源地に対する放射性物質の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。</li> <li>・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。</li> <li>・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。</li> <li>・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。</li> </ul>
<p>&lt;生物剤・毒素&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>○水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。</li> </ul>
<p>&lt;化学剤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。</li> </ul>

### (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> </ul>

- ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

### 第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用

県は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築（※1）し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するとともに、大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。

また、県は、県警察、消防本部（局）、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。

（※1）関係機関によるネットワークについては、以下のとおり。

##### （1）関係機関との連携

県は、県、千葉県警察、千葉市消防局、陸上自衛隊第1空挺団、千葉海上保安部から成る「千葉県危機管理連絡会議（平成15年9月設置）」を通じて、テロ等の発生に備えた連携強化、危機関係情報の共有等を図る。

##### （2）「テロ対策ネットワーク・CHIBA」（※2）による連携

県は、「テロ対策ネットワーク・CHIBA（平成28年4月設立）」を活用し、千葉県警察をはじめ、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機関係情報の共有、各種合同訓練の実施、連絡・通報体制の確立に努める。

（※2）千葉県警察、県、千葉市などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、官民が緊密に連携して各種テロ対策を推進している。

##### （3）庁内の連携

テロ等対策に関する庁内組織「千葉県テロ対策ネットワーク庁内主管課連絡会議（平成30年2月設置）」を運営し、各部局・他機関が実施するテロ対策の情報共有、テロ対策における部局横断的な連携強化を図る。

##### （4）訓練の実施

県は、テロ等の具体的な事例を設定し、各機関の活動方法、活動能力、活動資材を確認するため合同訓練を継続的に実施するとともに、訓練を通し、関係機関との連携強化を図る。

## 2 県及び市町村が管理する公共施設における警戒

県及び市町村は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

## 3 対処マニュアル等の整備及び留意点

県は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県と関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

- (1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- (2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- (3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防疫、無害化等に関する措置
- (4) 国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

## 4 石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における備え

石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港における緊急対処事態への備えについては、第2編第1章第3の2に掲げる武力攻撃事態等への備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。

## 第2章 緊急対処事態への対処

### 第1 事態認定前に対処

県は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前に対処について、以下のとおり定める。

#### 1 初動時情報連絡体制

消防機関や市町村からの連絡その他の情報により、県の各部局等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、知事、副知事及び防災危機管理部長へ報告するとともに、他の関係部局庁へ連絡し、必要に応じ関係省庁など国の機関へ連絡する。

また、県の関係部局庁は、第一報に続き、事件の概要、経過、措置等に関する続報についても知事、副知事及び防災危機管理部長へ迅速に報告するものとする。

#### 2 国民保護等連絡室の設置

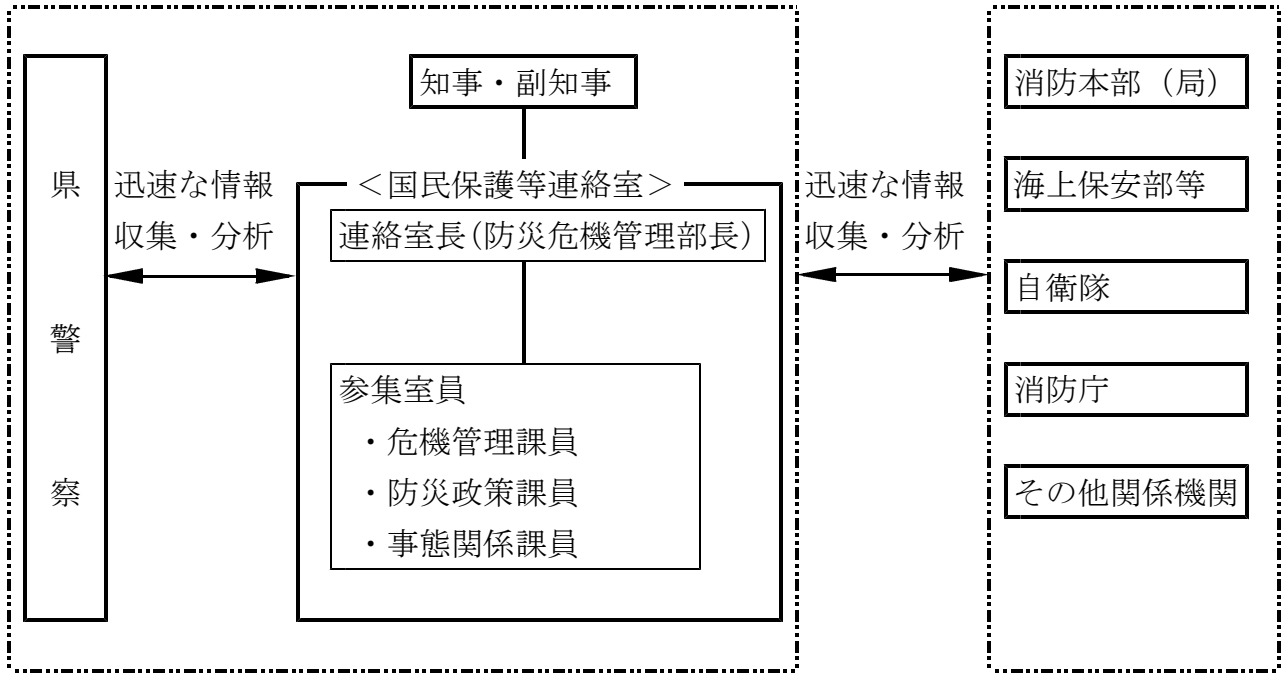
(1) 防災危機管理部長は、感染症の異常な発生や石油コンビナート地区における石油タンク火災など国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合には、県として情報収集・分析を迅速に行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、防災危機管理部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、国民保護等連絡室は、政府において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本県との関連度が低い場合なども同様に設置する。

(2) 国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(3) 防災危機管理部長は、情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

【国民保護等連絡室の組織構成図】





### 3 国民保護等緊急対策本部の設置

- (1) 知事は、国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、県民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、緊急対策本部を速やかに設置する。
- (2) 緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様に以下のとおりとする。(詳細は、第2編第2章第1を参照。)

【緊急対策本部の組織構成図】



- (3) 知事は、被害状況や住民の退避状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。
- なお、緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (4) 県は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察本部長においては、警察庁を經由）して国（内閣官房）に連絡する。
- (5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部長等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (6) 県は、緊急対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- (7) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

#### 4 緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

県は、国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本県に対し緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合に、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

県が、事態を大規模事故として判断し、または、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、県は、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、県緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

#### 5 市町村における初動連絡体制の迅速な確立

- (1) 市町村長が原因不明の緊急事態発生を把握し、その態様に応じてこれに対処する

ため、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町村が連絡室等初動体制を整えた後、国において事態認定が行われ、市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

(3) (2)の場合において、市町村緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

## 第2 県緊急対処事態対策本部の設置等

県が、緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

### 1 県緊急対処事態対策本部の設置手順

#### (1) 知事による県緊急対処事態対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して県緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や緊急対策本部を設置していた場合は、県緊急対処事態対策本部に切り替えるものとする。

#### (2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、県国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 県緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集
- イ 県緊急対処事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 代替施設における本部機能の確保

### 2 その他県緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、県国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- (1) 県緊急対処事態対策本部を設置すべき県の指定の要請等
- (2) 県緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能
- (3) 県緊急対処事態対策本部における広報等
- (4) 県現地対策本部の設置
- (5) 県緊急対処事態対策本部長の権限
- (6) 県緊急対処事態対策本部の廃止
- (7) 通信の確保

### 第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

#### 1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

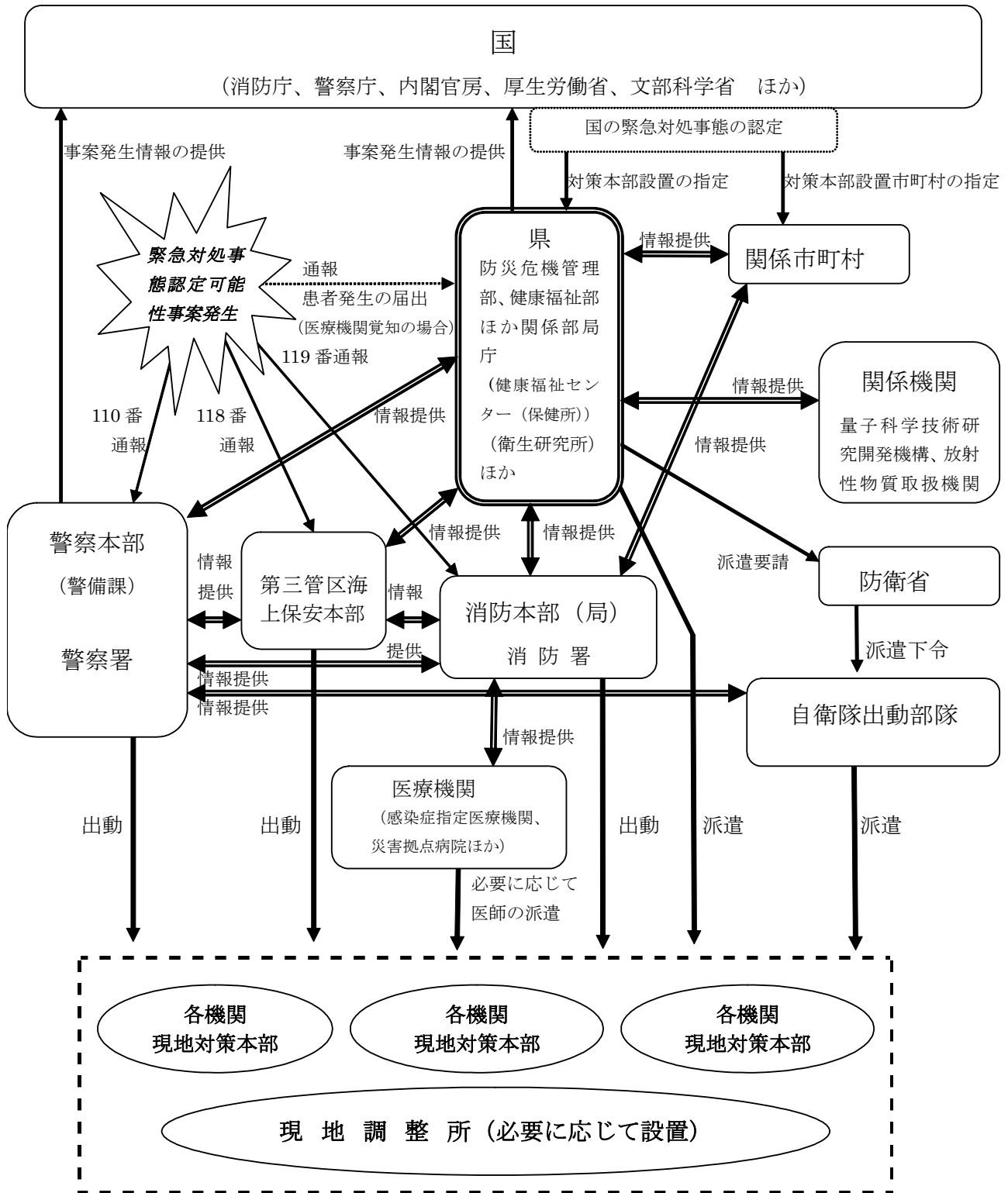
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県や市町村と消防、県警察等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

- (1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市町村	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急処理事態認定前後の関係機関連携モデル



※ 「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである  
 ※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と県庁に設置される緊急処理事態対策本部にて行う。

## 2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）

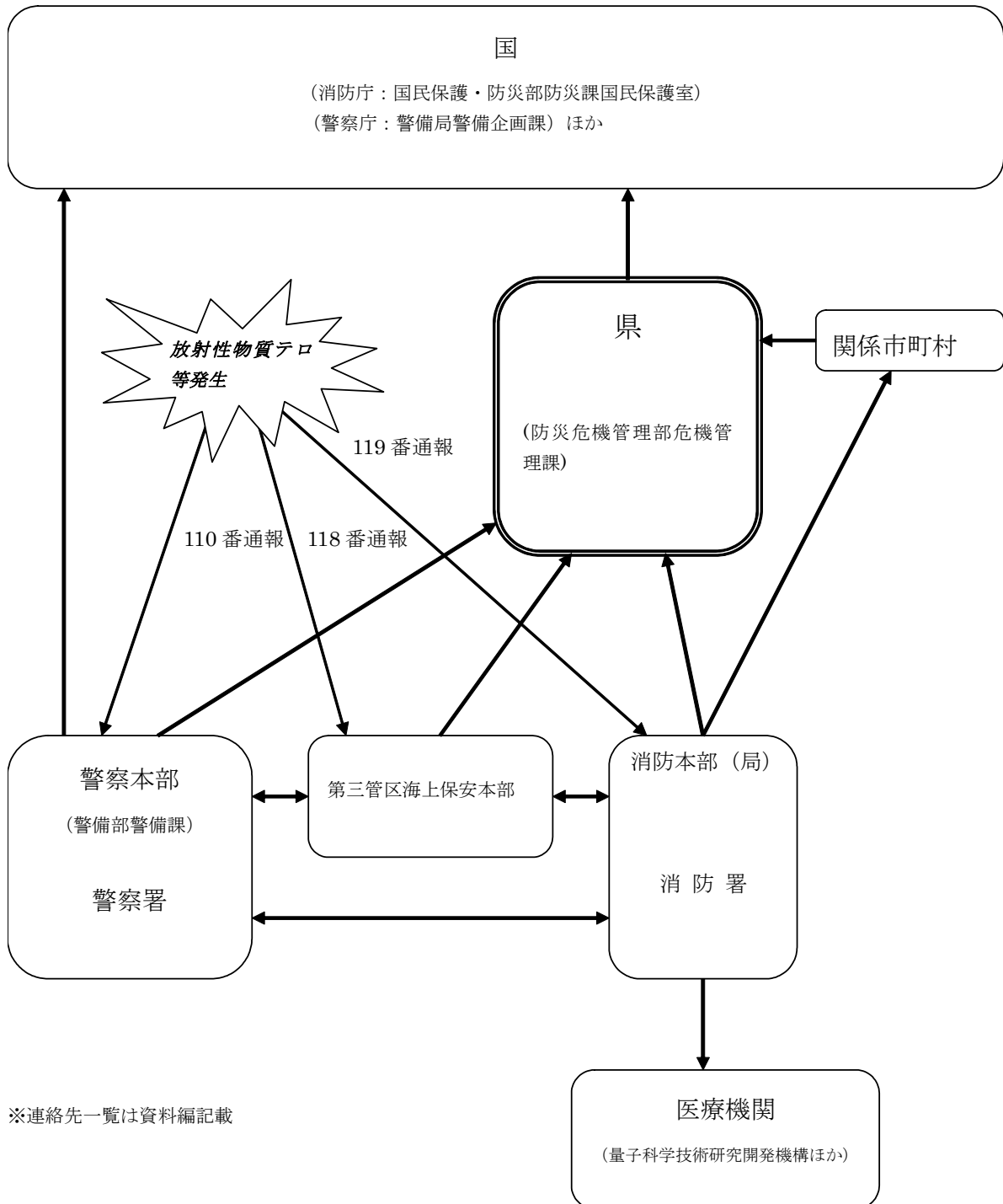
ア 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
市町村	情報収集、情報提供、避難誘導など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
第三管区 海上保安本部	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など





ウ 放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

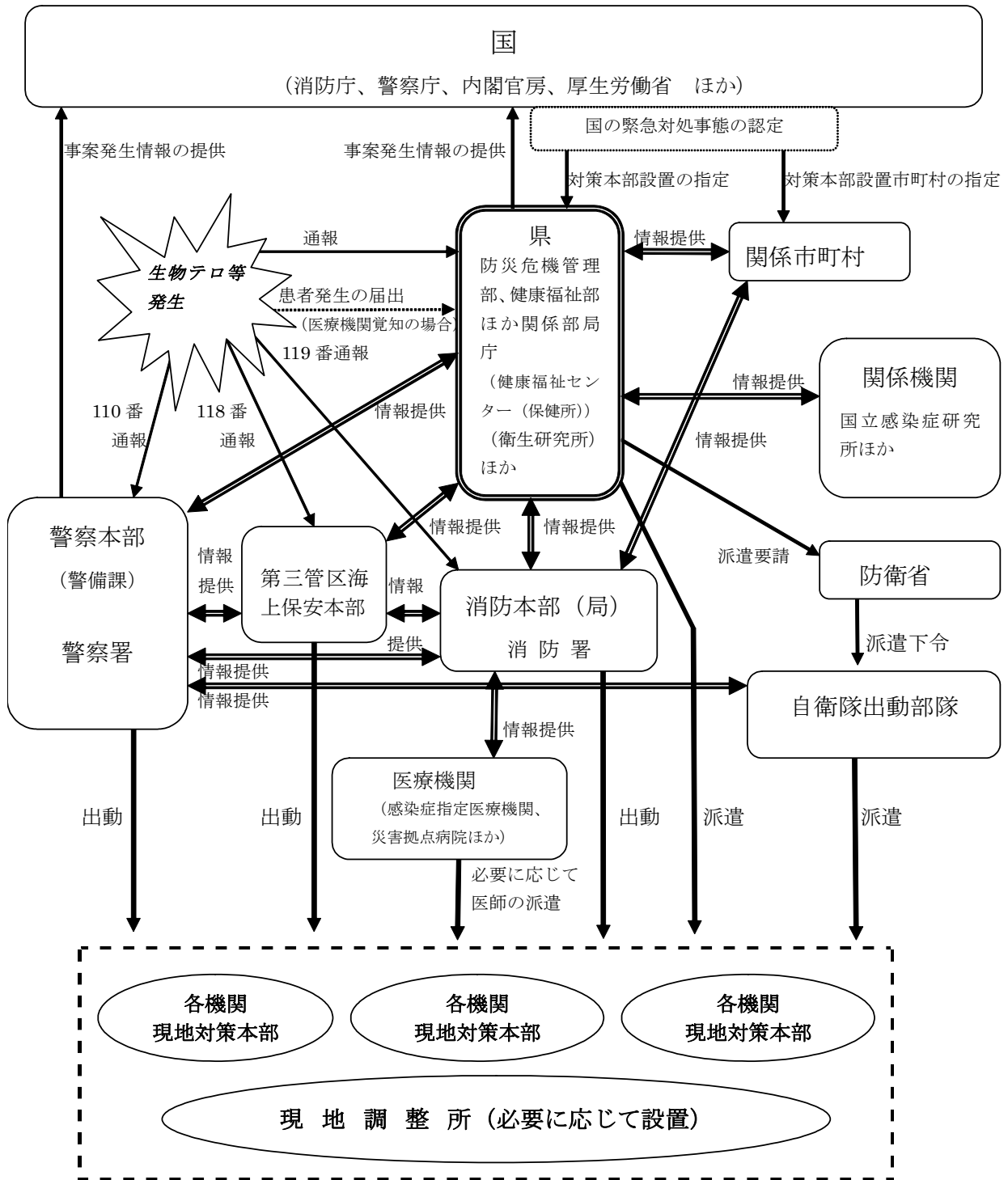


※連絡先一覧は資料編記載

- (2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）  
 ア 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

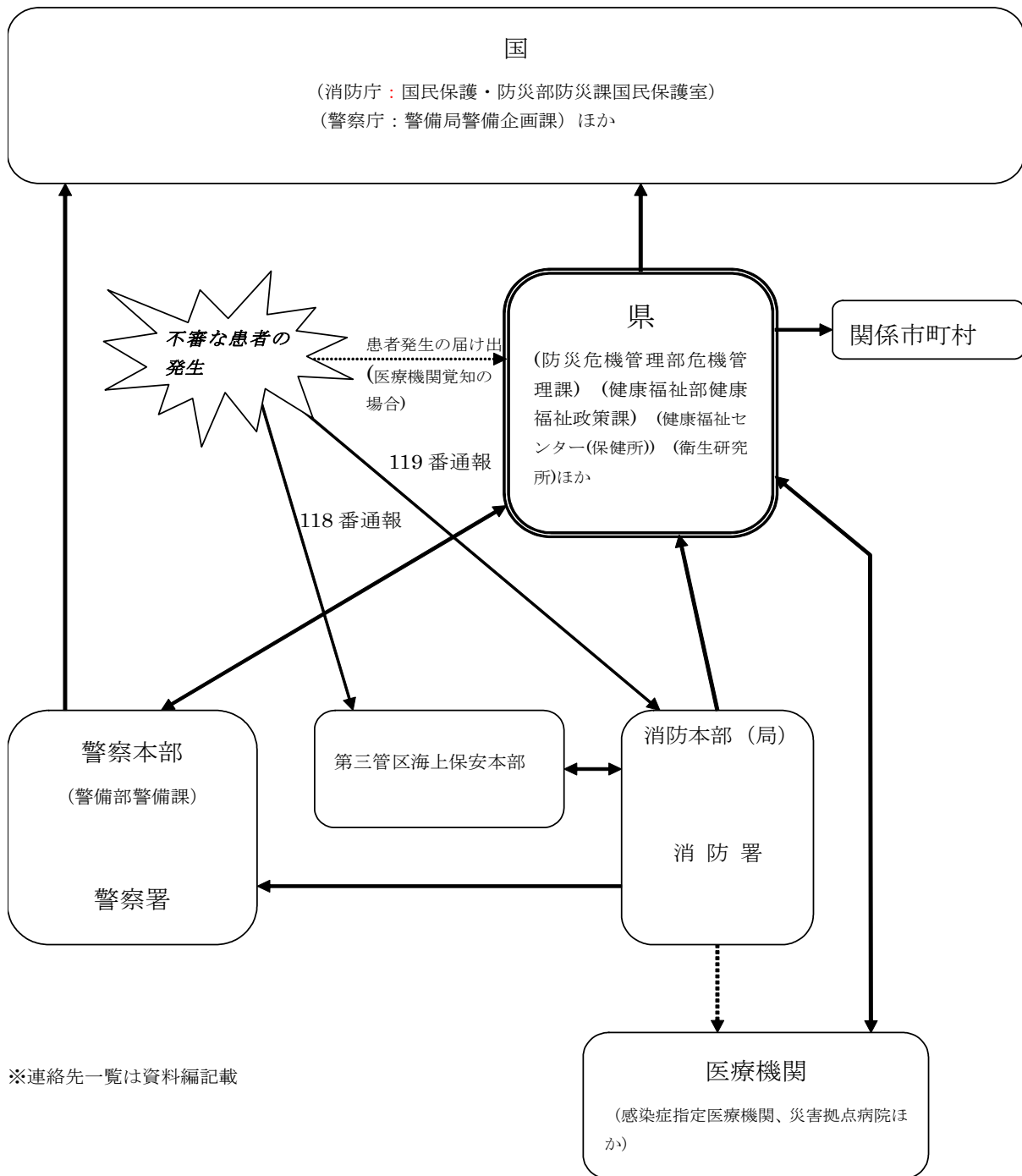
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
市町村	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター（保健所）への届け出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

イ 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

ウ 生物テロ等発生時の連絡系統図  
 (ア) 不審な患者が発生した場合



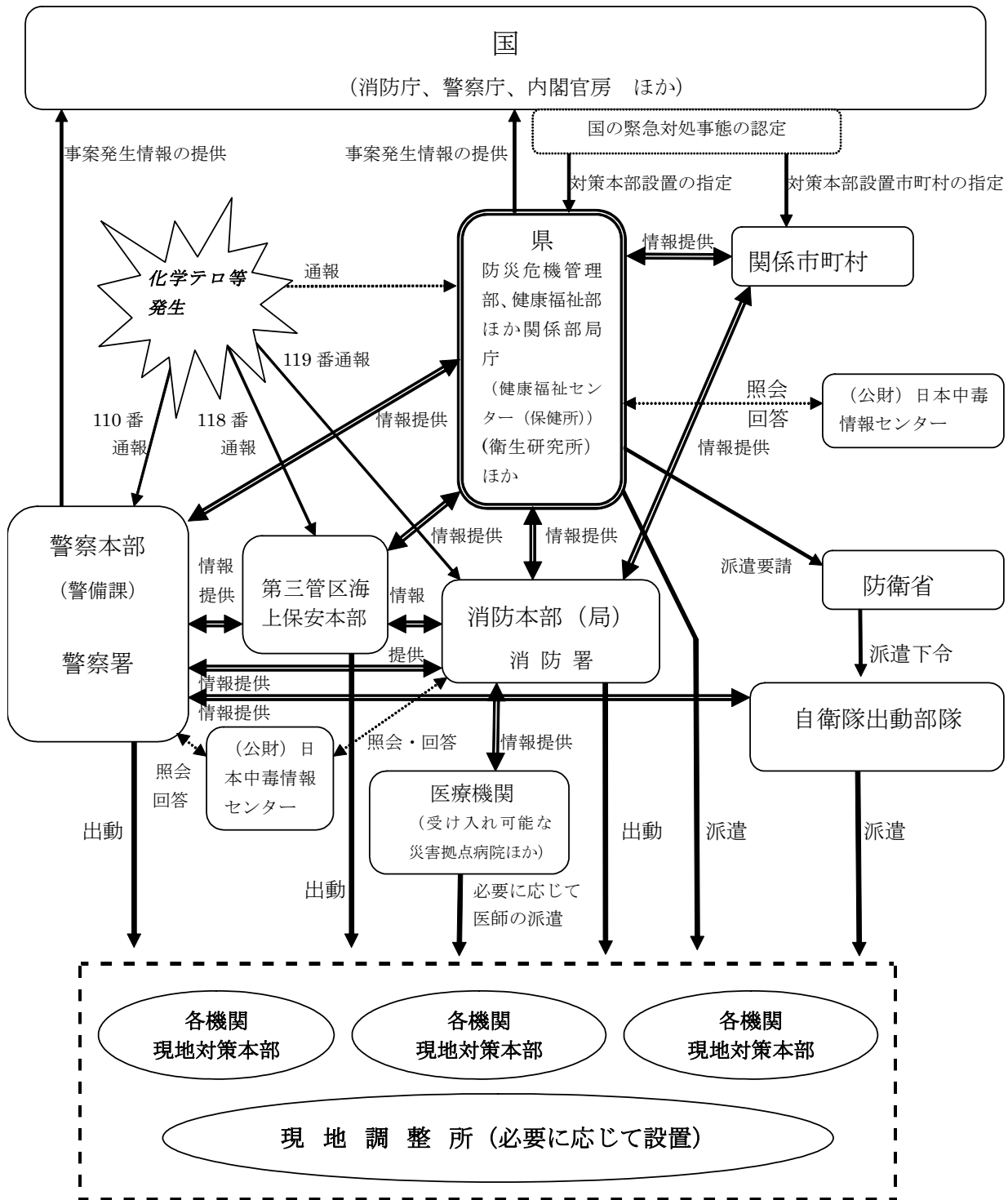
※連絡先一覧は資料編記載



- (3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）  
 ア 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市町村	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
第三管区 海上保安本部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航 指導・支援など

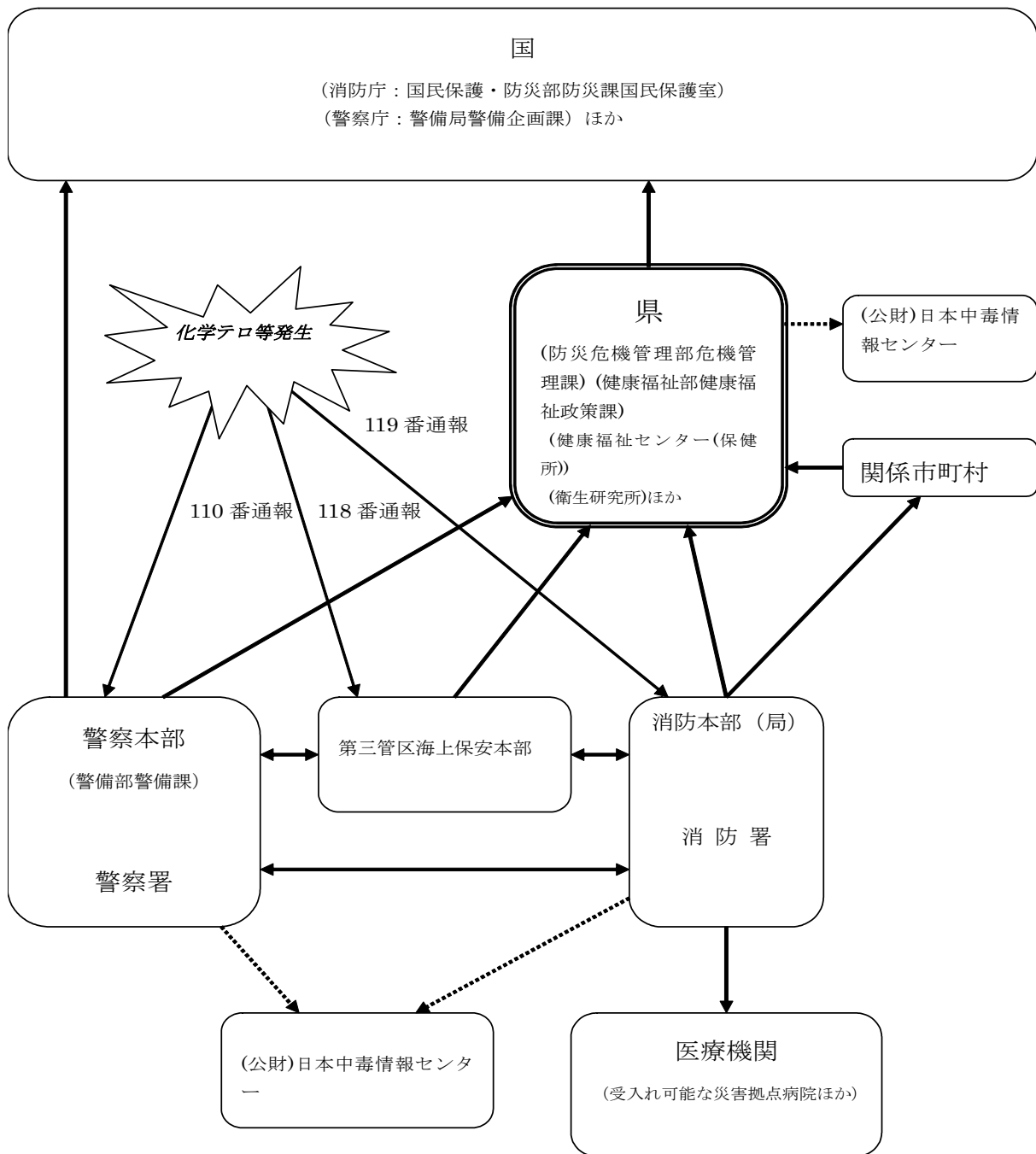
イ 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ (公財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)



ウ 化学テロ等発生時の連絡系統図

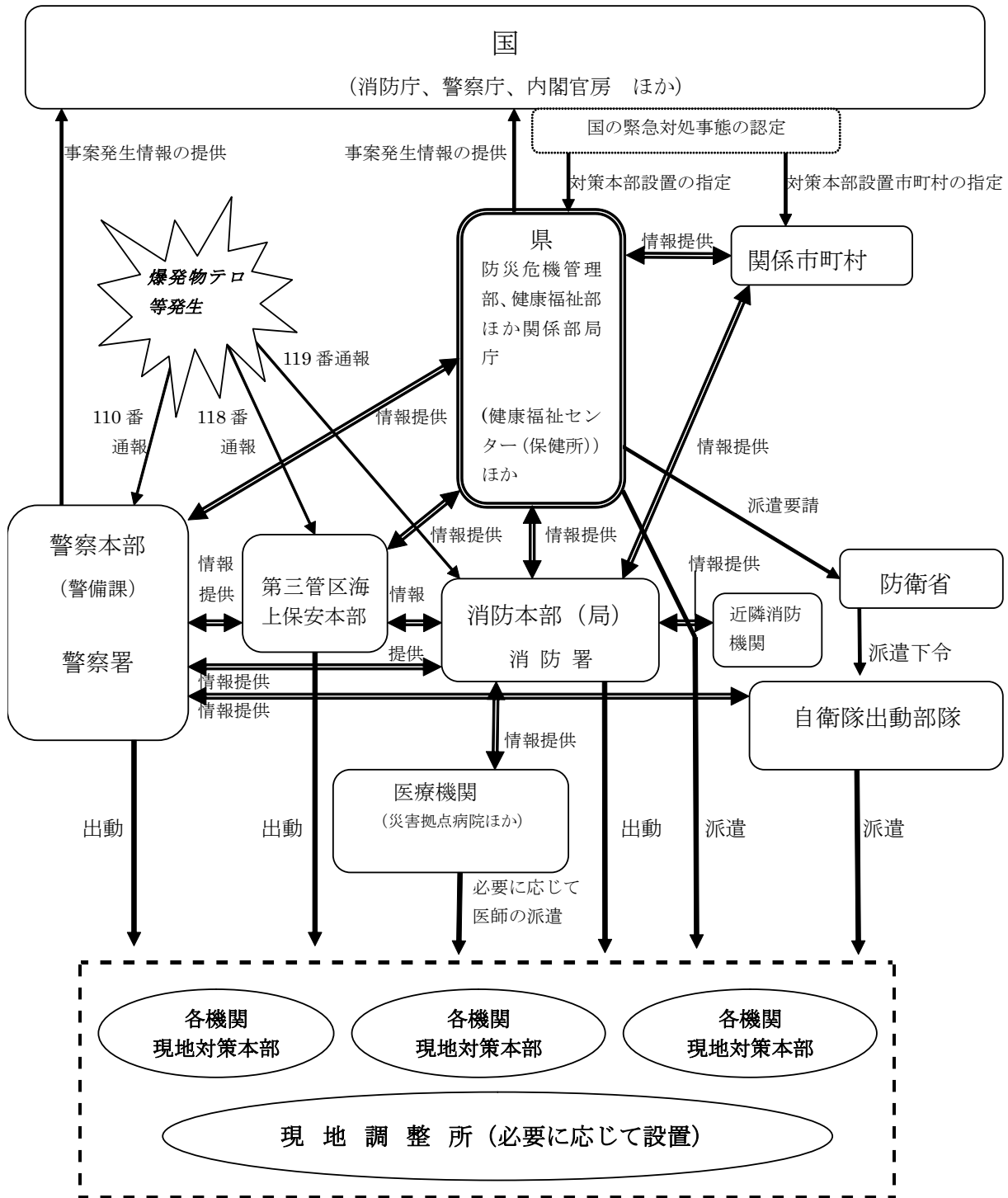


※連絡先一覧は資料編記載

- (4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）  
 ア 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
市町村	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
第三管区 海上保安本部	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

イ 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル





## 第4 緊急処理事態への対処上の留意点

緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

### 1 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

### 2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急処理事態には準用されていないので留意する。

### 3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急処理事態には準用されていないので留意する。

### 4 県内重要施設に係る緊急処理事態における災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域及び成田国際空港に係る緊急処理事態における災害への対処については、第2編第2章第7の4に掲げる武力攻撃災害への対処に準じて行うものとする。